

札幌市では在宅で人工呼吸器等を使用する障がいのある方に非常用電源装置等の購入費用を助成しています

1 「札幌市障がい者等災害対策用品購入費助成事業」の概要

札幌市では、令和元年 10 月から、在宅で人工呼吸器や酸素濃縮器などの電気式の医療機器を使用する呼吸器機能障害のある方や難病患者の方など（以下「障がいのある方」といいます。）に対し、非常用電源装置等（以下「用品」といいます。）の購入に係る費用を助成する「札幌市障がい者等災害対策用品購入費助成事業」（以下「本事業」といいます。）を実施しています。

注）市の助成決定前に購入した用品については、助成の対象となりません。

2 対象となる方

本事業の対象となるのは、札幌市の住民基本台帳に住民登録がある方で、次の①から③のいずれかに該当する方です。

ただし、医療機関等に入院中の方及び障害者施設等（高齢者施設を含みます）に入所中の方は助成の対象とはなりません。

- ① 呼吸器機能障害の身体障害者手帳の交付を受けている方
- ② 北海道が実施する「在宅難病患者等酸素濃縮器使用助成事業」の助成を受けている方
- ③ ①、②以外で、人工呼吸器や酸素濃縮器などの日常的に生命・身体機能の維持に必要な電気式の医療機器を使用している身体障がい者等で市長が特に認める者

3 購入費助成の対象となる用品

助成の対象となる用品の種目、性能の要件及び助成基準額については、次の表のとおりです。

ただし、用品の維持に要する経費（ガソリン、カセットガスボンベやエンジンオイル等の購入費などを含む点検・整備費などの費用）については、助成の対象とはなりません。

用品の種目 ※以下の3種目のうち、 1つについて助成	性能要件	基準額
正弦波インバーター 発電機	障がい者等又は介助者が容易に使用可能な、ガソリン又はガスボンベ等で作動する正弦波インバーター発電機で、定格出力が 850VA 以上のもの	120,000 円
ポータブル電源 (蓄電池)	障がい者等又は介助者が容易に使用及び運搬可能な、蓄電機能を有する正弦波交流出力の電源装置で、定格出力が 300W 以上のもの	62,000 円
DC/AC インバーター (カーインバーター)	障がい者等又は介助者が容易に使用可能な、自動車用バッテリー等の直流電源 (DC) を正弦波交流電源 (AC) に変換する装置で、定格出力が 300W 以上のもの	30,000 円

4 自己負担額

市民税の課税状況等に応じて、下表のとおり自己負担額が生じます。

なお、助成を受けようとする障がいのある方本人又は障がいのある方が属する住民基本台帳上の同一世帯員（障がいのある方本人が 18 歳以上の場合は、本人及び同一世帯員である配偶者に限る。）のうち、最多納税者の市町村民税所得割の額が 46 万円以上の場合は、本事業による助成を受けることはできません。

市民税課税状況等	自己負担額
生活保護受給世帯・市民税非課税世帯	0 円
市民税課税世帯	助成基準額の 1 割（1 円未満切捨て）

注）購入に係る費用と助成基準額との差額については、表の区分に関わりなく全額自己負担となります。

5 手続について

(1) 購入する用品の選定・見積書の作成

事業者（販売店）に、「札幌市障がい者等災害対策用品購入費助成金用見積書（様式2）」を持参し、購入する用品を選定した上で、事業者（販売店）に見積書の作成を依頼してください。

(2) 区役所での申請

お住まいの区の区役所保健福祉課で、以下の書類を添えて助成の申請をしてください。

<input type="checkbox"/> 申請書（区役所窓口へ備え付けてあるほか、市の公式ホームページからもダウンロードできます）
<input type="checkbox"/> 本事業専用の見積書（様式2）、購入する用品のカタログ・チラシ等（コピー可）
<input type="checkbox"/> 障がいのある方が属する住民基本台帳上の同一世帯員の所得等に関する証明書類※1
<input type="checkbox"/> 次の①～③のうち、いずれか1つ
① 呼吸器機能障害の身体障害者手帳
② 北海道が実施する「在宅難病患者等酸素濃縮器使用助成認定証又は決定通知書」（「在宅難病患者等酸素濃縮器使用助成金請求書兼継続認定申請書（医師の署名・捺印があるもの）」のコピーでも代用可能です）
③ 医師が作成した、人工呼吸器や酸素濃縮器などの日常的に生命・身体機能の維持に必要な電気式の医療機器を使用していることを証する書類※2（①、②に該当しない方の場合）

※1 札幌市が所得等に関する情報を公簿により確認できる方は、書類の提出を省略できます。必要な書類については、お住まいの区役所の保健福祉課にお問い合わせください。

※2 主治医の署名・捺印があるもの。様式自由（見本は札幌市公式ホームページ上で公開しています）

(3) 審査・助成の決定

助成の決定は、保健福祉局障がい福祉課（電話 211-2936）で行います。決定となった場合は障がいのある方に通知文、助成券、委任状及び請求書を送付します。また、見積を行った事業者（販売店）にも、通知文及び助成券の写しを送付します。なお、助成の要件に該当しない場合には却下決定通知書を送付します。

(4) 用品の購入・助成金の請求

障がい福祉課から決定通知書、助成券等が届いてから、見積書を作成してもらった事業者（販売店）で用品を購入します。

○ 事業者（販売店）が本事業の代理受領登録を受けている場合、申請者は助成券、委任状及び請求書を事業者（販売店）に引き渡し、助成券に記載されている「⑤障がい者等の負担すべき額」を支払います（障がいのある方の手続きはこれで終了です）。

※ 代理受領の登録を受けている事業者（販売店）は札幌市公式ホームページ上で公開しています。

○ 事業者（販売店）が本事業の代理受領登録を受けていない場合、又は障がいのある方が助成金の請求及び受領を事業者（販売店）に委任しない場合は、購入時に一旦全額を負担する必要があります。

障がいのある方は、購入後、お住まいの区の区役所保健福祉課に請求書、助成券、用品購入の領収書（原本）を提出し、助成金の請求を行ってください。

(5) 助成金の支払い

保健福祉局障がい福祉課で内容を確認し、不備がない場合は、請求書を受取ってから30日以内に、請求書記載の口座に公費負担額をお支払いいたします。

6 注意事項

本事業による助成を受けて購入した用品を助成の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸与し、又は担保に供してはなりません。また、本事業の助成を受けた方は、再度の助成を受けることはできません。

お問い合わせ先

札幌市保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課在宅福祉係

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目（市役所本庁舎3階南側）

電話 011-211-2936 FAX011-218-5181

※ 「札幌市障がい者等災害対策用品購入費助成事業実施要綱」のほか、本事業に係る申請に必要な書類の様式等については、札幌市公式ホームページ上で公開しています。

市役所「障がい福祉」ホームページ http://www.city.sapporo.jp/shogai/fukushi/guide/zaitaku_08.html

（令和4年5月改訂版）